

2022年8月3日

## 国内不動産投資法人(J-REIT)の議決権行使について

### (議決権行使のプロセス)

議決権行使の判断基準については、運用部門担当役員を議長とする「責任投資委員会」<sup>1</sup>と、主に、利益相反管理の観点からの監督機能を担った、独立した社外取締役を過半とする「責任投資監督委員会」<sup>2</sup>との協議の上、決定されます。また、行使基準については、ガバナンスの状況等を反映し、適宜、更新します。

判断基準の決定を受け、運用部門内で個々の議決権行使の判断が実施されます  
が、議決権行使の判断に関しては、原則として、この基準に従って行うことで、議決権行  
使プロセスの客觀性を確保しています。

### (議決権行使の利益相反管理態勢)

議決権行使にあたっては、受益者のみの利益(投資主価値の向上または毀損防止)を考慮し、利益相反を実効的に防止する仕組みを構築します。

この方針に従い、議決権行使の中で利益相反が生じる局面として、「①利益相反の生じる可能性が高い局面<sup>3</sup>」、「②利益相反の生じる可能性が高い局面<sup>4</sup>」、の二つの局面を特定しています。

---

<sup>1</sup> 責任投資委員会

運用部門担当役員を議長とし、運用部門関係者を中心に構成される。スチュワードシップ活動の妥当性等について協議する。

<sup>2</sup> 責任投資監督委員会

利益相反管理の観点からスチュワードシップ活動等の適切な運営を確保することを目的として設置。独立した社外取締役と法務・コンプライアンス部担当役員で構成される。(なお、社外取締役が過半数)

<sup>3</sup> 当社の利害関係人等(当社及び親会社である日本生命保険相互会社(以下、「日本生命」という)の子会社・関連会社等)、当社役員及び日本生命の役員等が国内不動産投資法人の役員、あるいは、投資法人の資産運用会社等(非上場の場合、大株主を含む)の役員に就任している(候補者を含む)場合の議決権行使。

<sup>4</sup> 日本生命の株式保有比率が高い国内不動産投資法人及び投資法人の資産運用会社等が当社の大口取引先である場合等の議決権行使。

「①利益相反の生じる可能性が特に高い局面」

上記①に該当する「利益相反の生じる可能性が特に高い局面」の議決権行使においては、議決権行使助言会社の助言に従い判断を行い、利益相反の可能性を排除します。(責任投資監督委員会にも報告)

「②利益相反の生じる可能性が高い局面」

上記②に該当する議決権行使において、当社の判断基準と異なる判断を行う場合、原則、事前に「責任投資監督委員会」で利益相反防止の観点から協議を行った上で行使判断を行います。

①、②に該当しない行使判断においても、判断基準と異なる判断を行った場合、行使結果を責任投資監督委員会に報告します。